規制改革ホットライン処理方針 (令和元年12月17日から令和2年1月20日までの回答)

雇用・人づくりワーキング・グループ関連

| 提案事項 | 所管省庁 回 答 | 区分(案) (注) | 別添の該当 ページ |
|--|-------------|-----------|--------------|
| 出入国在留管理庁におけるオンライン申請の受付可能対象範囲の大幅な拡大について | 対応 | 0 | 1 |

(注)

| 0 | 各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項 |
|---|---------------------------------------|
| 0 | 所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 |
| Δ | 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項 |

雇用・人づくりWG関連 番号:1

| 受付日 | 元年10月31日 | 所管省庁への検討要請日 | 元年11月15日 | 回答取りまとめ日 | 2年1月23日 |
|-------|--|---|--|---|---------------------|
| | | | | | |
| 提案事項 | 出入国在留管理庁におけるオンライン申請の受付可能対象範囲の大幅な拡大について | | | | |
| 具体的内容 | オンライン申請の | 受付可能対象範囲の大幅な拡 | 大を提案する。 | | |
| 提案理由 | 時間が大変長くな 具体的には、列に の時間を要する。 出入国在留管理 る者に限定されて 【参考】 出入国在留管理 申請手続のオンラ http://www.immi- オンラインで受付 | 並び番号札を受け取るまでにな テにおいては、オンラインで受付 いる。受付可能な対象範囲を対 テHP ライン化がスタート!! 出入国在 f moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/ | 30分から1時間半、 け可能な対象範囲は に幅に拡大することに 留管理庁 ionlineshinsei.html | その後受付がされるま 主としてカテゴリー1又 ま、申請者の利便性の | でに2時間から4時間は2の機関に所属す |
| 提案主体 | 日本行政書士会議 | 連合会 | | | |

| | 武 | 法務省 |
|-------|------------|--|
| | 所管省庁 | |
| | 件を満たす所属機関 | ナンライン化は、外国人を適正に雇用し、外国人雇用状況届出を履行しているなどの一定の要関を対象として、当該所属機関の職員又は当該所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士 大わって、オンラインで手続を行うことを認めるものです。 |
| | 本年7月25日から | ら申請受付を開始しましたが、現在の対象範囲は以下のとおりです。 |
| 制度の現状 | ・対象在留資格は | 留期間更新許可申請並びにこれと同時になされる再入国許可申請及び資格外活動許可申請、出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格(外交、特定技能及び短期滞在を除く)人の所属機関は、主にカテゴリー1・2の機関(ただし、外国人の在留資格によって異なる) |
| | 出入国管理及び難 | 民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号) |
| 該当法令等 | 第59条の6第3項第 | 第4号、第61条の3第1項第6号から第8号まで並びに同条第3項及び第4項 |
| 対応の分類 | 対応 | |
| | 2020年春頃から | 、以下のとおりオンラインでの申請受付の対象範囲を拡大予定です。 |
| 対応の概要 | 証明書交付申請を | 留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格 追加 、「特定技能」を追加 |
| | | 以降、対象となる外国人の所属機関についても、カテゴリー1・2の機関以外にも順次拡大して ン、外国人の在留資格によって異なります。)。 |

| 区分(案) | 0 |
|-------|---|
|-------|---|